

平成 30 年 3 月 14 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
 東京都千代田区神田小川町三丁目 3 番地  
 ヘルスケア&メディカル投資法人  
 代表者名 執行役員 吉岡 靖二  
 (コード番号 3455)

資産運用会社名  
 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 吉岡 靖二  
 問合せ先 財務管理部長 田村 昌之  
 TEL:03-5282-2922

### 資金の借入れに関するお知らせ (既存借入金の借換え)

ヘルスケア&メディカル投資法人 (以下「本投資法人」といいます。) は、本日、資金の借入れ (以下「本借入れ」といいます。) について下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 本借入れの概要

##### 1. 借入内容 (予定)

区分	借入先	借入金額	利率 (注 4)	借入実行日	借入方法	返済期日	返済方法	担保保証
短期	株式会社三井住友銀行	10 億円	基準金利 (全銀協 1 ヶ月 日本円 TIBOR) +0.25% (注 5)	平成 30 年 3 月 20 日	左記借入先を貸付人とする平成 30 年 3 月 16 日付の個別タームローン貸付契約に基づく借入れ	平成 31 年 1 月 31 日	期限一括弁済	無担保無保証
長期	株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団 (注 2)	30 億円	基準金利 +0.25% (固定金利) (注 6)			平成 33 年 1 月 31 日		
	株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団 (注 3)	40 億円	基準金利 (全銀協 1 ヶ月 日本円 TIBOR) +0.45% (注 7)			平成 35 年 1 月 31 日		

(注 1) 本借入れは、上記借入先が合理的に満足する内容の融資に係る契約が締結されること及び別途定められる貸出前提条件をすべて充足すること等を条件とします。

(注 2) 協調融資団は、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、日本生命保険相互会社、第一生命保険株式会社及び株式会社広島銀行により組成されます。

(注 3) 協調融資団は、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行及び株式会社七十七銀行により組成されます。

(注 4) 借入先に支払われる融資手数料等は含まれていません。

(注 5) 利払期日は、初回を平成 30 年 4 月 20 日とし、以降毎月 20 日及び返済期日 (同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。) とします。利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、原則として、当該各利息計算期間の直前の利息計算期間に係る利払期日 (但し、第 1 回の利息計算期間については借入実行日) の 2 営業日前において一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する日本円 TIBOR のうち、1 ヶ月物の利率をいいます。但し、最終回の利息計算期間、又はその他利息計算期間に対応する期間が存在しない場合は、当該期間より短く当該期間に最も近い掲載レートと当該期間より長く当該期間に最

ご注意: この文書は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

も近い掲載レートを線形按分した利率（小数点第6位以下を切り上げる。）とします。一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) をご参照ください。

(注6) 利払期日は、初回を平成30年4月27日とし、その後は毎年1月、4月、7月、10月の各末日及び返済期日（同日が営業日でない場合には翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）です。締結予定のタームローン契約に基づき、借入実行日の2営業日前に金利スワップレートに基づき算出される利率を基準金利として利率が決定されます。利率については、決定した時点で改めてお知らせいたします。

(注7) 利率を実質的に固定するために金利スワップ契約を締結する予定です。当該金利スワップ契約の詳細については、利率が決定した時点で改めてお知らせいたします。

## 2. 借入れの理由

以下に記載する平成30年3月20日に返済期日が到来する既存借入金（以下「既存借入金」といいます。）（平成29年1月12日付「資金の借入れに関するお知らせ」及び平成27年3月20日付「資金の借入れ及び金利スワップの設定に関するお知らせ」にて公表）の返済資金に充当するためです。

区分	借入先	借入金額	利率	借入実行日	返済期日	返済方法	担保保証
短期	株式会社三井住友銀行	10億円	基準金利（全銀協 1ヶ月日本 円 TIBOR） +0.25%	平成29年 3月21日	平成30年 3月20日	期限 一括 弁済	無担保 無保証
長期	株式会社三井住友銀行 をアレンジャーとする 協調融資団	70億円	0.466%（注）	平成27年 3月20日			

（注）変動金利による借入れですが、利率を実質的に固定するために金利スワップ契約を締結しており、金利スワップの効果を勘案した利率を記載しています。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

80億円

### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記2. 記載の既存借入金の返済資金に充当します。

### (3) 支出予定時期

平成30年3月20日

ご注意：この文書は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 4. 本借入れ後及び既存借入金の返済後の借入金等の状況

(単位：百万円)

		本件実行前	本件実行後	増減
	短期借入金 (注)	1,000	1,000	—
	1年内返済予定の 長期借入金 (注)	7,000	—	△7,000
	長期借入金 (注)	12,700	19,700	7,000
	借入金合計	20,700	20,700	—
	投資法人債	—	—	—
	借入金及び投資法人債の合計	20,700	20,700	—
	その他有利子負債	—	—	—
有利子負債合計	20,700	20,700	—	

(注) 短期借入金とは、借入日から返済期日までの期間が1年以内のものをいい、1年内返済予定の長期借入金とは、借入日から返済期日までの期間が1年超のものの中で、返済期日が1年以内に到来するものをいいます。長期借入金とは、借入日から返済期日までの期間が1年超のものうち、返済期日が1年以内に到来しないものをいいます。また、「本件実行前」には本日付の残高を、「本件実行後」には本日付の残高から本借入れ及び既存借入金の返済による増減を反映した金額を記載しています。

## II. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、平成29年10月25日に提出した有価証券報告書の「第一部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／3 投資リスク」に記載の内容に変更はありません。

以上

\*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.hcm3455.co.jp/>

ご注意：この文書は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。